



中小企業向け

“使える！”

令和7年度
経済産業省 支援メニューガイドブック

～設備投資等を支援する補助金・税制等～

令和7年4月1日現在
経済産業省北海道経済産業局

INDEX

番号	支援メニュー名	募集中／利用可能	分野											制度						
			設備投資等					事業継続・防災	技術開発	事業承継	賃上げ	海外展開	知財	相談窓口	取引適正化	補助金	税制	補助金・税制以外	GビズID必須	
			生産性向上	GX(省エネ)	DX	物流効率化	その他													
1	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	○	●		●				●								●			●
2	サービス等生産性向上IT導入支援事業	○	●		●												●			●
3	中小企業新事業進出補助金	—					●	●									●			
4	中小企業省力化投資補助金	○	●			●											●			
5	小規模事業者持続化補助金	—	●														●			
6	中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	○	●														●			
7	中小企業成長加速化補助金	—	●														●			
8	中小企業向け賃上げ促進税制	○								●								●		
9	省エネ診断・伴走支援	○		●																●
10	エネルギー利用最適化診断事業	—		●																●
11	省エネ・非化石転換補助金	○		●													●			
12	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	○		●														●		
13	DX認定制度	○			●															●

INDEX

番号	支援メニュー名	募集中／利用可能	分野											制度					
			設備投資等					事業継続・防災	技術開発	事業承継	賃上げ	海外展開	知財	相談窓口	取引適正化	補助金	税制	補助金・税制以外	GビズID必須
			生産性向上	GX(省エネ)	DX	物流効率化	その他												
14	DX Selection	—			●													●	
15	持続可能な物流効率化実証事業費補助金	○				●												●	
16	事業承継・M&A補助金	—				●		●										●	
17	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例	○				●												●	
18	中小企業経営強化税制	○				●												●	●
19	地域未来投資促進税制	○				●												●	
20	事業継続力強化計画	○					●												● ●
21	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	—					●											●	
22	SS(サービス・ステーション)ネットワーク維持・強化支援事業	—					●											●	
23	成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)(旧サポイン、旧サビサポ)	○						●										●	
24	中小企業の経営資源の集約化に資する税制	○							●									●	●
25	新規輸出1万者支援プログラム	○									●								●
26	国際化促進インターンシップ事業	—									●								●

経営革新のための設備投資等をしたい

1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

ものづくり補助金



中小企業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援します。

【事業スキーム】

申請枠	要件	補助上限額 ※1	補助率 ※3
製品・サービス高付加価値化枠	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	※2 中小：1/2 小規模・再生：2/3
グローバル枠	海外事業の実施による国内の生産性向上	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)	中小：1/2 小規模：2/3

※1：大幅賃上げ特例措置適用の場合は、補助上限額を100～1,000万円上乘せ

※2：従業員規模で補助上限額異なる

※3：最低賃金引上げ特例の場合は、補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）

【要件】

項目	
対象者	中小企業・小規模事業者、特定事業者の一部、一定要件を満たすNPO法人、社会福祉法人 など
補助額 / 補助率	上記申請枠による
補助対象経費	<各枠共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、等 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、等
応募及び問合せ先	ものづくり補助金事務局Webページをご覧ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html

【スケジュール】

公募期間 令和7年2月14日（金）～令和7年4月25日（金）17:00〆

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 TEL：011-709-2311（内線2587）

E-mail：bzl-hokkaido-gotech@meti.go.jp

生産性向上に役立つITツールを導入したい

2.サービス等生産性向上IT導入支援事業

IT導入補助金



中小企業等の生産性向上を目的として、業務効率化に資するITツールの導入や、インボイス制度に対応した企業間取引のデジタル化のほか、サイバー攻撃被害により事業継続が困難となる事態を回避するための支援を行います。

※下線がIT導入補助金2025からの追加点

【補助対象】	補助額	補助率	対象経費
通常枠 事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入を支援	ITツールの業務領域 ・1～3まで 5万円～150万円 ・4以上 150万円～450万円 <u>生産性向上に直結する「汎用ツール」を単独申請可能なツールとして追加。</u>	・中小企業：1/2 ・最低賃金近傍の事業者※：2/3 ※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員30%以上であることを示した事業者	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用、導入後の活用支援費用）
インボイス枠（インボイス対応類型） インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、PC・ハードウェア等の導入を支援	会計・受発注・決済 ・1機能 ～50万円 ・2機能以上 ～350万円 PC・ハードウェア等 ・PC・タブレット等 ～10万円 ・レジ・券売機等 ～20万円	・～50万円以下 3/4（小規模事業者4/5） ・50万円～350万円 2/3 ハードウェア購入費： 1/2	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用、導入後の活用支援費用） ハードウェア購入費
インボイス枠（電子取引類型） インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援	～350万円	・中小企業：2/3 ・大企業：1/2	クラウド利用料（最大2年分）
セキュリティ対策推進枠 サイバー攻撃の増加に伴う潜在的なリスクに対処するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策を支援	5万円～150万円	・中小企業：1/2 ・小規模事業者：2/3	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）
複数社連携IT導入枠	複数の中小企業・小規模事業者等のみなさまが連携して地域DXの実現や、生産性の向上を図る取り組みを支援 （補助額・補助率等の詳細はポータルサイト参照）		

【応募及び問い合わせ先】IT導入補助金事務局ポータルサイト (<https://it-shien.smrj.go.jp/>)

【スケジュール】交付申請期間中に複数回の締切を設け、各回ごとに交付決定予定

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 製造・情報産業課 TEL：011-709-2311（内線2566、2571）

E-mail：bzl-hokkaido-seizojo@meti.go.jp

新規事業進出により企業の成長・拡大をしたい

3. 中小企業新事業進出補助金

新事業進出補助金



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅な賃上げを行う場合、()内の額に補助上限を引き上げ
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、①～④の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
補助事業期間	交付決定日から14か月以内 (ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
問い合わせ先	補助金事務局決定後掲載予定


【スケジュール】 未定

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 経営支援課 TEL:011-709-2311(内線2577)

E-mail : bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

4. 中小企業省力化投資補助金

省力化投資補助金 

売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して省力化投資を支援します。

【概要】

<カタログ注文型> 汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入

<一般型> 個別の現場設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進

類型	カタログ注文型	一般型 (New)
補助上限額	従業員数 5 人以下 200万円 (300万円) 従業員数 6 ~ 20人 500万円 (750万円) 従業員数 21人以上 1000万円(1500万円)	従業員数5人以下 750万円 (1,000万円) 従業員数6~20人 1,500万円(2,000万円) 従業員数21~50人 3,000万円(4,000万円) 従業員数51~100人 5,000万円(6,500万円) 従業員数101人以上 8,000万円 (1億円) ※大幅な賃上げを行う場合、()内の額に補助上限を引き上げ
補助率	1/2 ※賃上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。 補助金額1,500万円を超える部分は1/3。 ※最低賃金引き上げ特例を適用する場合は、補助率を2/3に引き上げ。 (小規模・再生事業者は除く。)
対象者	中小企業者、小規模事業者等	※詳細は各類型における公募要領をご確認ください。
補助対象経費	補助金事務局HPで公表された「製品カタログ」に掲載された省力化製品の導入費 例：券売機、スチームコンベクションオープン等	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
スケジュール	随時受付中	公募要領公開：令和7年1月30日 (木) 第1回公募終了 順次公募開始予定 (複数回公募予定)
応募及び問合せ先	中小企業省力化投資補助事業事務局 https://shoryokuka.smrj.go.jp	

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 経営支援課 TEL:011-709-2311 (内線2577)

E-mail : bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

自社の販路拡大をしたい

5.小規模事業者持続化補助金

持続化補助金 

小規模事業者等が商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

申請枠		要件	補助上限額	補助率
一般型	通常枠	経営計画を作成し販路開拓等に 取り組む小規模事業者	50万円	2/3 ※賃金引上げ 特例を選択した 事業者のうち、 赤字事業者は 3/4
	インボイス 特例	免税事業者から課税事業者に 転換	補助上限額に 50万円上乗せ	
	賃金引 上げ特例	事業場内最低賃金を50円以上 引き上げる小規模事業者	補助上限額に 150万円上乗せ	
	災害 支援枠	令和6年能登半島地震等に おける被災小規模事業者	直接被害 200万円 間接被害 100万円	定額、2/3
創業型	産競法に基づく「認定市区町村 による特定創業支援等事業の支 援」を受けた小規模事業者	200万円 ※インボイス特例は 適用	2/3	
共同・協業型	地域に根付いた企業の販路開拓 を支援する機関が地域振興等機 関となり、参画事業者である 10以上の小規模事業者の販路 開拓を支援	5,000万円	・地域振興等 機関に係る経 費:定額 ・参画事業者 に係る経費:2/3	
ビジネス コミュニティ型	商工会・商工会議所の内部組織 等（青年部、女性部等）	50万円 ※2以上の補助対象 者が共同で実施する 場合は100万円	定額	

【スケジュール】

<一般型通常枠・創業型>

公募期間：2025年5月1日（木）～2025年6月13日（金）17:00

【問い合わせ先】

<一般型通常枠>

商工会地区の方：https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

商工会議所地区の方：<https://r6.jizokukahojokin.info/>

<創業型> <https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

【北海道経済産業局 窓口】

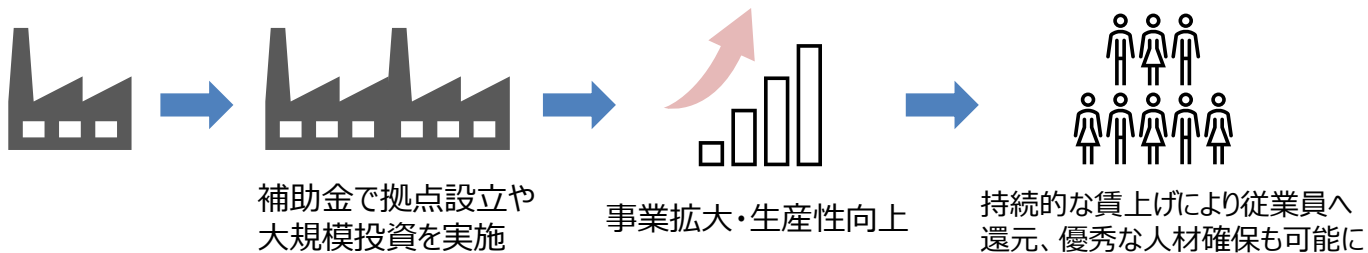
産業部 経営支援課 TEL：011-709-2311（内線2576）

E-mail：bzl-hokkaido-shokibo@meti.go.jp

6.中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援します。

【イメージ】



【要件】

対象者	中堅・中小企業（従業員数が2,000人以下の会社等）※1
補助額上限額	50億円（補助率 1/3以内）
対象経費	建物費※2、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
対象要件	①投資額10億円以上 ②補助事業終了後3年間の賃上げ率が、全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）以上
事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで
予算額	総額 3,000億円

※1：以下の場合、共同申請（コンソーシアム形式）も対象。

- ① 投資額5億円以上の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含む。
- ② 連携による一体的な大規模投資を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する連携計画を策定する（大企業の投資額を投資規模の判定に含めることはできるが、補助金の対象外）。

※2：生産設備等の導入に必要なものに限る。土地代等は対象外。

【スケジュール】

公募開始 2025年3月10日（月）～4月28日（月）17時

プレゼンテーション審査：6月上中旬頃

採択発表：6月下旬頃

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 地域経済課 TEL：011-709-2311（内線2552）

E-mail：bzl-hokkaido-chiikikeizai@meti.go.jp

大規模な設備投資をしたい

7. 中小企業成長加速化補助金

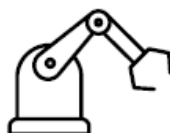
中小企業成長加速化補助金

売上高100億円超の飛躍的成長を目指す中小企業の大胆な設備投資を支援いたします。

【イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

【要件】

対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助額上限額	5億円（補助率 1/2以内）
対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
対象要件	①「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ②投資額1億円以上※ ③一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 （賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間）
事業期間	交付決定日から24か月以内
予算額	総額1,000億円

※：専門家経費・外注費を除く補助対象経費分

【スケジュール】

公募期間（1次公募）：2025年5月8日（木）～6月9日（月）17時まで
プレゼンテーション審査：7月下旬～8月下旬（申請企業の経営者等が出席）
採択結果の公表：9月上旬
公募要領は以下をご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/2025/250314001.html>

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 地域経済課 TEL：011-709-2311（内線2552）

E-mail：bzl-hokkaido-chiikikeizai@meti.go.jp

賃上げに取り組む際の負担を軽減したい

8. 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制



全雇用者の給与等支給増加額の最大45%の税額控除が受けられます。
控除しきれなかった金額は5年間の繰越しが可能となりました。

対象者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主			
	要件 ・ 支援措置			税額控除率
必須要件※1		全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	+ 1.5%	15%
			+ 2.5%	30%
+ 上乗せ要件①※2		教育訓練費 (前年度比)	+ 5%	10%
+ 上乗せ要件②	子育てとの両立・女性活躍支援※3		5%	

※1: 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2: 適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3: 子育てとの両立要件としてくるみん認定以上、又は女性活躍支援要件としてえるぼし2段階目認定以上を受けた事業者が適用可能。

適用期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）
------	--

【参考】

大企業向け及び中堅企業向けでは、継続雇用者の給与等支給増加額の最大35%を税額控除することができます。詳細はこちらからご確認下さい。

[令和6年度税制改正「賃上げ促進税制」についてのパンフレット](#)

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 地域経済課 TEL : 011-709-2311 (内線2552)

E-mail : bzl-hokkaido-chiikikeizai@meti.go.jp

省エネについて専門家のアドバイスを受けたい

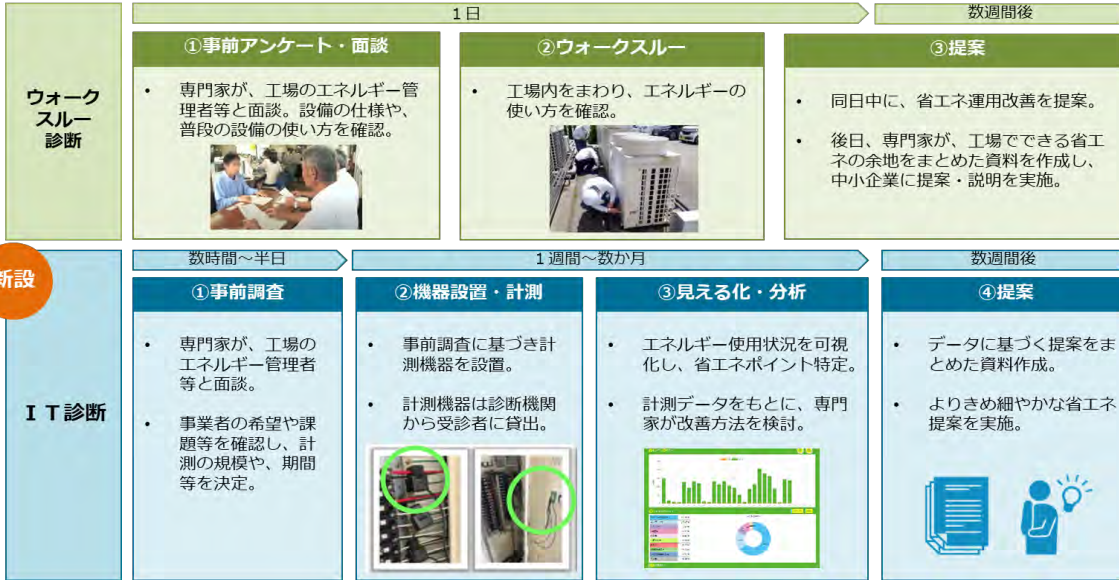
9.省エネ診断(ウォークスルー診断・IT診断)・伴走支援(省エネお助け隊)

中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業 及び 地域エネルギー利用最適化取組支援事業

中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、希望に沿った**工場・事業所全体や設備単位**のエネルギー管理状況の診断、または**計測機器を用いた設備プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化・分析**し、運用改善や設備投資等の提案を行います。

また、**省エネ診断に加え、診断後の設備導入、金融機関の紹介、自治体支援策の紹介等まで診断機関による伴走支援**を行います。

【省エネ診断事業イメージ】



【診断の枠組みと、中小企業の負担額のイメージ】

類型	ウォークスルー診断	IT診断	伴走支援 Point
概要	<ul style="list-style-type: none"> 省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。 	<ul style="list-style-type: none"> 設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測・分析。 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> 診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。 地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。
中小企業の負担額のイメージ	5,200円～44,400円 <small>※診断を希望する設備の規模や設備種別数、年間のエネルギー使用量等に応じて変動</small>	支援内容に応じて設定 <small>※20,000円～50,000円程度 (最大200,000円)</small>	支援内容に応じて設定 <small>※10,000円～20,000円程度 (最大44,400円)</small>

【対象者】

<以下いずれかに該当する企業者・事業所>

- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当しないもので、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所

【応募及び問合せ先】

(一社) 環境共創イニシアチブ (SII)

比々ダイヤル : 0570-000-680 IP電話 : 042-303-0413


【スケジュール】

診断実施機関採択後、3月28日～順次受付開始

【北海道経済産業局 窓口】資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL : 011-709-2311 (内線2635) E-mail : bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

10.エネルギー利用最適化診断事業

省エネ最適化診断 

中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、**事業所全体**における設備の運用改善や高効率設備への更新といった省エネ提案に加えて再エネ導入の提案を行います。

【事業イメージ】



専門家による現地診断及び診断結果の報告を実施。

【要件】

【提案例】

- お金をかけずに運用でできる改善
 - ・ 空調の運転台数見直し
 - ・ 不使用エリアの照明の消灯
 - ・ ボイラの空気比低減
- 設備投資による改善
 - ・ 蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
 - ・ 高効率設備への更新
 - ・ 再エネ設備の導入支援

対象者	<以下いずれかに該当する企業者・事業所> ・ 中小企業基本法に定める中小企業者 ・ 会社法上の会社に該当しないもので、年間エネルギー使用量1,500kl 未満の事業所		
メニュー	種別	年間エネルギー使用量目安 (原油換算)	料金 (税込)
	A診断 (専門家1名)	300kL未満	10,670円
	B診断 (専門家2名)	300kL～1,500kL未満	16,940円
	大規模診断 (事前打合せ+専門家2名)	1,500kL以上	23,760円
応募及び問合せ先	未定		

※執行団体等未定のため、料金など2024年度のを参考掲載

【申込受付スケジュール】 令和7年4月申込み開始予定

【北海道経済産業局 窓口】

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL : 011-709-2311 (内線2635) E-mail : bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp



11. 省エネ・非化石転換補助金

- ・ (工場・事業場型 等) 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
- ・ (設備単位型 等) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新を支援します。

【事業概要】

(I) 工場・事業場型

※旧A/B類型

- ・ **工場・事業場全体で大幅な省エネを図る** 取り組みに対して補助
 - ・ 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) 等
 - ・ 補助上限額：15億円 等
 - ・ 対象経費：設計費・設備費・工事費
- ※中小企業投資枠等を追加(中小向け要件緩和)

【平釜】 【立釜】 ※複数の釜を連結し排熱再利用



- ・ 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- ・ 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。**

(II) 電化・脱炭素燃転型

- ・ リストから選択し、**電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - ・ 補助率：1/2
 - ・ 補助上限額：3億円 等
 - ・ 対象経費：設備費・工事費(中小企業に限る)
- ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加

【キューボラ式】

※コークスを使用



【誘導加熱式】

※電気を使用



(III) 設備単位型

※旧C類型

- ・ **リストから選択する機器**への更新を補助
 - ・ 補助率：1/3
 - ・ 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を追加

【業務用給湯器】 【高効率空調】 【産業用モータ】



(IV) EMS型

- ・ **EMS(エネルギー管理システム)の導入を補助**
 - ・ 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大)
 - ・ 補助上限額：1億円 下限：30万円
- ※省エネ要件を見直し

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



【申請及び問合せ先】 (一社) 環境共創イニシアチブ

(I・II) 03-5565-3840、(III) ナビダイヤル0570-039-930、IP電話からの場合042-303-0420
(IV) 03-5565-4773

【スケジュール】 【1次公募】2025年3月31日(金)～4月28日(月)

【交付決定】6月中旬(予定)

※2次公募(6月上旬～7月上旬)、3次公募(8月中旬～9月下旬)の予定あり

【北海道経済産業局 窓口】 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL: 011-709-2311 (内線2635) E-mail: bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

脱炭素化関連設備投資に対する課税特例を使いたい

12.カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

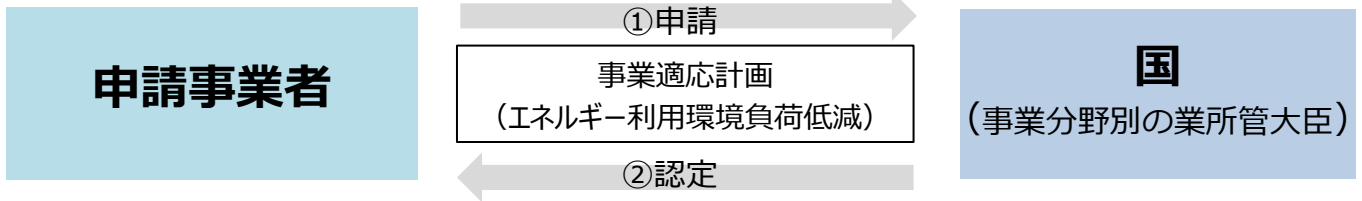
CN投資促進税制



生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入を促進します。中小企業等※は最大**14%**の税額控除又は50%の特別償却、中小企業等以外の事業者は最大**10%**の税額控除又は50%の特別償却を受けることができます。

※租税特別措置法第10条の5の5第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第6項第1号に規定する中小企業者

【認定スキーム(産業競争力強化法に基づく事業適応計画)】



⇒ ③政策措置 1) ツーステップローン及び成果連動型利子補給制度
2) **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**

【要件】

	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入	
対象	事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両（国土交通大臣が定める鉄道車両に限る。）で、設備単位で事業所の炭素生産性を1%以上向上させるもの。 ただし、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る）は税制措置の対象外。	
政策措置	中小企業等	中小企業者等以外の事業者
	【3年以内に炭素生産性17%以上向上】 税額控除14%又は特別償却50% 【3年以内に炭素生産性10%以上向上】 税額控除10%又は特別償却50%	【3年以内に炭素生産性20%以上向上】 税額控除10%又は特別償却50% 【3年以内に炭素生産性15%以上向上】 税額控除 5%又は特別償却50%
認定期間	令和8年3月31日まで（認定を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に、対象設備を取得又は製作若しくは建設をし、国内にある認定事業者の事業の用に供する必要）	
その他	CN投資促進税制の詳細については、下記URLを確認ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cn_zeisei.html	

※事業適応計画の要件など詳細については下記URLを確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

【北海道経済産業局 窓口】

資源・エネルギー環境部 環境・資源循環経済課

TEL : 011-709-1754 (内線2624)

E-mail bzl-hokkaido-kankyo-ce@meti.go.jp

DXに取り組んでいることをPRしたい

13.DX認定制度

DX認定 IPA



ビジョン策定や戦略・体制の整備などを既に行い、DX推進の準備が整っている事業者(DX-Ready)を経済産業省が認定します。

【「情報処理の促進に関する法律」に基づく認定制度（DX認定制度）】

対象者	全ての事業者（法人と個人事業者。法人は公益法人等も含む）
認定要件	デジタルガバナンス・コード（経営者が企業価値を向上させるために実践すべき事柄を取りまとめたもの）が示す基本的事項を満たしていること
メリット	①DX認定事業者はIPAのホームページで公表 ②DX認定制度ロゴマーク（右記）の使用 ③日本政策金融公庫による金利優遇 ④中小企業信用保険法の特例 ⑤人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の対象
申請	通年で申請可能（webサイト（DX推進ポータル）から申請）。
相談窓口	DX認定制度事務局（(独)情報処理推進機構） ikc-dxcp@ipa.go.jp 窓口対応時間 10:00~18:00（土日祝日を除く平日 月曜日~金曜日）



※詳細については下記URLから経済産業省ホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

14.DX Selection



DX Selection

DX Selection



デジタルガバナンス・コードに沿った取組を通じて、DXで成果を残している中堅・中小企業等のモデルケースとなるような優良事例を選定し、公表します。

【DXセレクション（中堅・中小企業等のDX優良事例選定）】

対象者	DXに取り組み、成果をあげている日本全国の中堅・中小企業等
メリット	受賞した各社の取組みは、「選定企業レポート」として公表します。これにより、各企業の先進的なDXの取組みが全国的に広まり、アピールにつながります。
募集期間	未定（例年11月から12月にかけて募集を実施）
問合せ先	経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課 TEL：03-3501-1511（内線3971~6）

※詳細については下記URLから経済産業省ホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 製造・情報産業課 TEL：011-709-2311（内線2566、2571）

E-mail：bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

物流を効率化したい

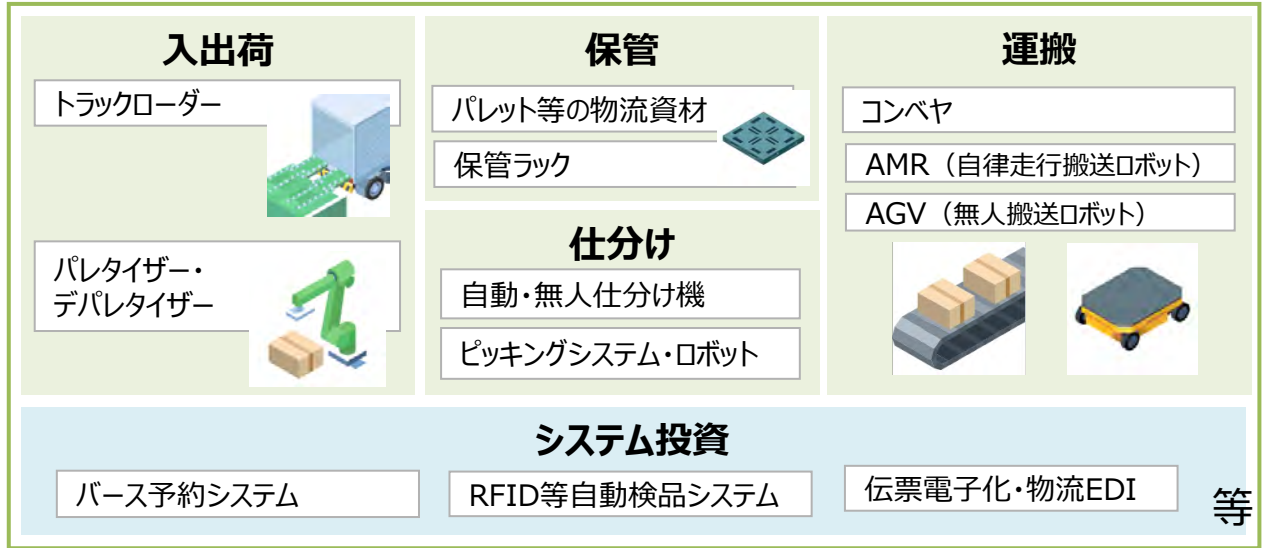
15. 持続可能な物流効率化実証事業費補助金

物流効率化補助金



複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る実証費用の補助を行います。

【対象イメージ】



【要件】

項目	概要
補助対象者	複数企業によって構成された連携体（コンソーシアム）
補助上限額（補助率）	3億円（補助率 1/2）
投資下限額	3,000万円

- ※荷主を1社以上含む、合計3社以上から構成されるコンソーシアムであることが必須。
- ※物流事業者（倉庫業、運送業、3PL）や物流不動産事業者のみのコンソーシアム申請は認めない。
- ※荷主1社以上と連携している場合のみ、荷主以外による投資経費も補助対象になる。
- ※物流機器メーカーや物流システムベンダーはコンソーシアムの1社としてカウントできる。一方でコンサル、リース会社はコンソーシアムに参画できるが、コンソーシアムメンバーの1社とカウントすることはできない。

【申請及び問い合わせ先】

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業ウェブサイト (<https://logiefficiency-meti.jp/r6h/>)

【公募期間】 令和7年3月26日（水）～5月1日（木）17:00必着

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 産業振興課 TEL:011-709-2311（内線2591）

E-mail: bzl-hokkaido-ryutsu@meti.go.jp

事業承継を契機に設備投資で生産性向上したい M&A時などに専門家を活用したい

16. 事業承継・M&A補助金

事業承継・M&A補助金



事業承継やM&Aを契機とした設備投資等や、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ等に取り組む中小企業者等を支援します。

【事業スキーム】

事業類型	概要	補助上限/補助率	補助対象経費
事業承継 促進枠	5年以内に親族内承継又は従業員承継を行う中小企業事業者等の設備投資等にかかる費用を補助	800万円 (1000万円※) 1/2・2/3※ ※一定の要件を満たす場合	設備費、産業財産権関連経費、外注費等
専門家 活用枠	①買い手支援類型…事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者を支援 ②売り手支援類型…事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者を支援	①600万円 (800万円、2000万円) ※ 1/3・1/2、2/3※ ②600万円 (800万円) ※ 1/2・2/3※ ※一定の要件を満たす場合	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
PMI推進枠	①PMI専門家活用類型…M&Aに伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業者等を支援 ②事業統合投資類型…M&Aを契機として、統合効果を最大化するため設備投資等に取り組む中小企業者等を支援	①150万円 1/2 ②800万円 (1000万円※) 1/2・2/3※ ※一定の要件を満たす場合	設備費、外注費、委託費等
廃業・ 再チャレンジ枠	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う中小企業者等を支援	150万円 1/2・2/3	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費等

応募及び問合せ先 未定（新しい情報が判明後、更新）

【スケジュール】 未定（新しい情報が判明後、更新）

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL : 011-709-2311（内線2562）

E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

設備投資に対する固定資産税特例を使いたい

17.先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

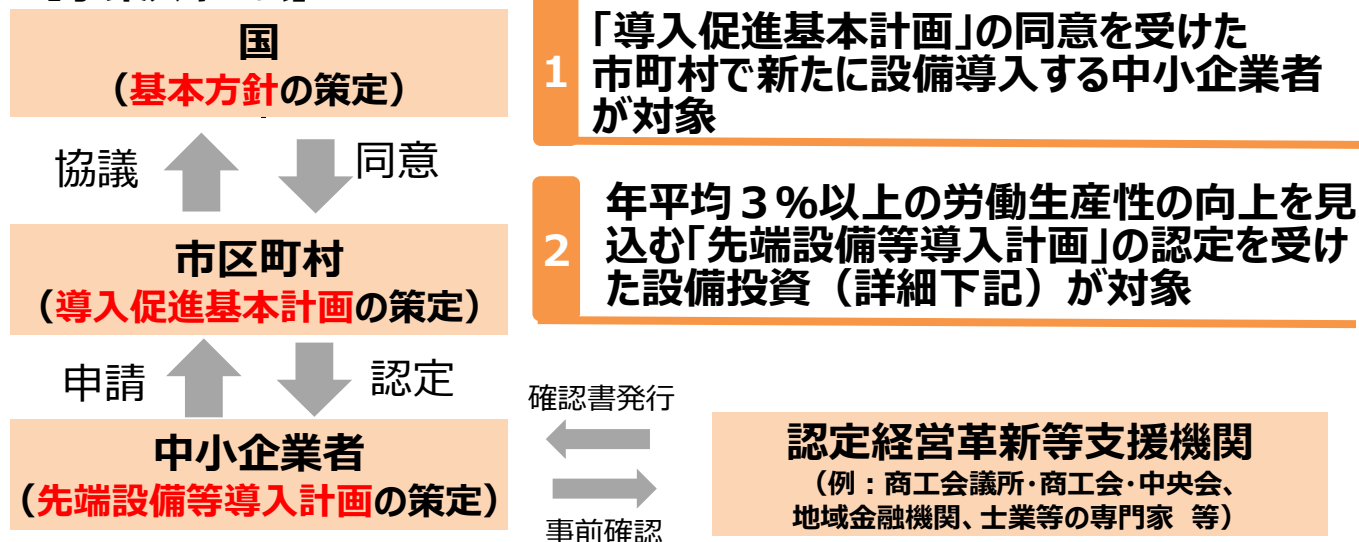
先端設備等導入計画



地方税法に基づき、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。さらに、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最長5年間、1/3に軽減されます。

※令和7年度税制改正：賃上げを行う企業を対象とし適用期限を令和9年3月末までに延長予定。
賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減し、賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する予定。

【事業スキーム】



【固定資産税特例の要件】

項目	概要
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。
対象設備	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供する設備であって、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記設備。 ※現行制度は、令和7年3月末までに導入する設備が対象となります。 ※令和7年度税制改正：賃上げを行う企業を対象とし、適用期限を令和9年3月末までに延長予定。
※市町村により異なる場合があります。	【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価額）】 ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） （家屋と一体となって効用を果たすものを除く）

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2574）

E-mail：bzl-hokkaido-seisanseikojo@meti.go.jp

設備投資に対する法人税特例を使いたい

18. 中小企業経営強化税制

経営力向上計画



中小企業が新規に設備を取得した場合、「法人税^{※1}の即時償却または控除」が受けられます。（※1 個人事業主の場合には所得税）

【事業スキーム】

国
(事業分野別の主務大臣)



経営力向上計画

特定事業者等
(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る不動産取得税を軽減及び準備金の積立（損金算入）による法人税の軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関・土業等の専門家 等

【中小企業経営強化税制の要件】

項目	【A類型】 生産性向上設備 (令和7年度税制改正により 指標見直し予定)	【B類型】 収益力強化設備 (令和7年度税制改正により 指標見直し及び拡充予定)	【C類型】 デジタル化設備 (令和7年度税制改正 により廃止予定)	【D類型】 経営資源集約化 設備
対象者	経営力向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下)			
対象設備	機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア（最低取得価額、販売開始時期の要件有） ・令和7年度税制改正：B類型拡充として、建物を追加予定（売上高100億円超達成に向けた要件有）			
支援措置	法人税 [※] の10%税額控除または即時償却（資本金3000万円超1億円以下の法人の場合は7%） ・令和7年度税制改正：B類型拡充として、建物及び建物附属設備について、雇用者給与等支給総額の増加割合に応じた税制措置を追加予定			
期間	令和7年3月31日(※2)までに新規取得し、指定事業の用に供した設備 (※2) 令和7年度税制改正：適用期限を令和9年3月31日までに延長予定(A,B,D類型)			
要件	生産性(※3)が旧モデル比平均1%以上向上する設備 (※3) 令和7年度税制改正：指標見直し予定	投資利益率が年平均5%(※4)以上の投資計画に係る設備 (※4) 令和7年度税制改正：指標見直し予定	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 ・令和7年度税制改正：廃止予定	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備
必要な手続き	設備メーカー等を通じて工業会等が発行した証明書を受領し、経営力向上計画の認定を受ける		経産局へ申請の上、投資計画の確認書を受領し、経営力向上計画の認定を受ける	

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2574）

E-mail：bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

設備投資に対する法人税特例を使いたい

19.地域未来投資促進税制

未来法



地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。

【事業スキーム】※ご申請の場合はお早めに事前相談をお願いします

STEP 1 : 地域経済牽引事業計画の承認
都道府県・市町村が作成する基本計画への適合
※工事の着工前に承認を受けること

申請

承認

都
道
府
県

STEP 2 : 課税特例の確認
※設備等の取得前に確認を受けること

申請

確認

国

【支援措置】

- ① 税制
- ② 金融
- ③ 規制の特例
- ④ 予算

【要件】

対 象 者	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた青色申告書を提出する法人
対 象 設 備	新設もしくは増設に係る機械装置、器具備品、建物、附属設備、構築物（設備投資額は、1億円以上かつ前年度減価償却費の25%以上）
支 援 措 置	機械装置・器具備品：税額控除4%、特別償却35% 建物・附属設備・構築物：税額控除2%、特別償却20% （上乗せ要件あり）
期 間	令和10年3月31日までに新規取得し、その事業の用に供した資産（貸付けの用に供した場合を除く）
要 件	①先進性を有すること （労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上） ②対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ③旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
そ の 他	不動産取得税の免除、市町村によっては固定資産税の減免を受けることができます。 制度詳細や最新情報は経済産業省HPをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

【北海道経済産業局 窓口】


地域経済部 地域未来投資促進室

TEL : 011-709-2311 (内線2553)

E-mail : bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

防災・減災に取り組みたい

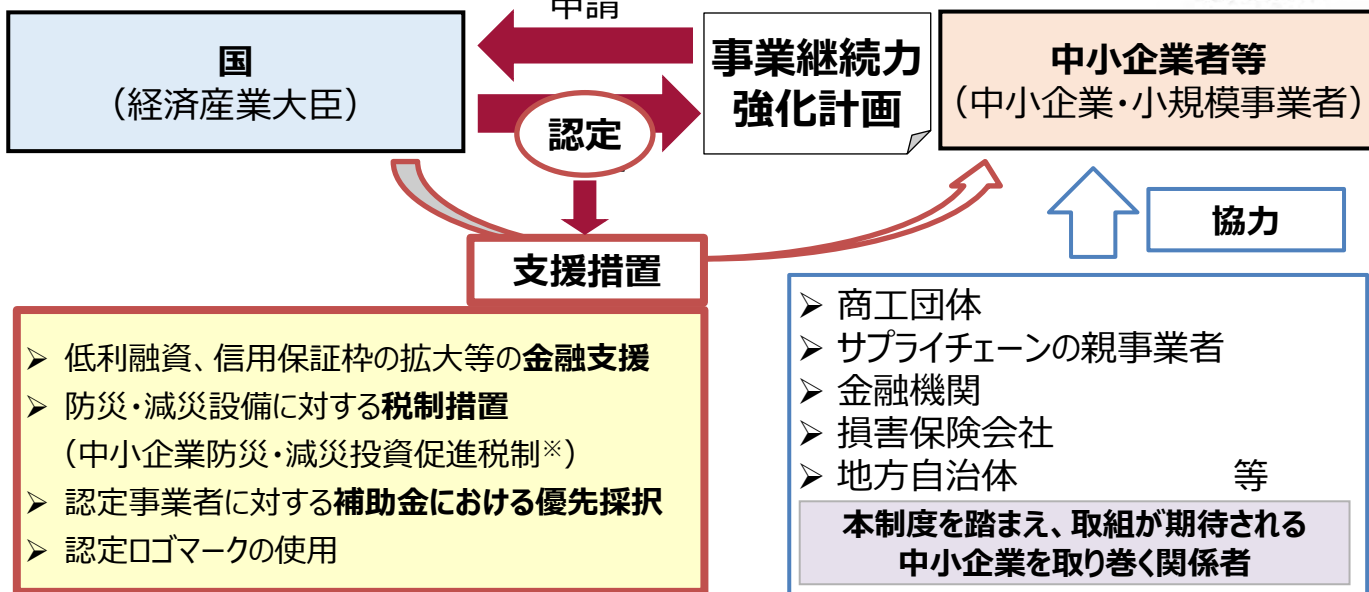
20.事業継続力強化計画

事業継続力強化計画 



自然災害や感染症等のリスクに備え、防災・減災の事前対策に関する計画を策定する中小企業者等を金融・税制面等から支援します。

【事業スキーム】



認定申請は電子申請システムにて→<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

項目	※中小企業防災・減災投資促進税制
対象者	令和9年3月31日までの期間に事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者が対象。ただし、本税制を利用できるのは、資本金または出資金1億円以下の法人等（大企業の子会社等を除く）に限る。
対象設備	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、下記に掲げるもの 【設備種類（最低取得価額）】※対象外設備あり ◆機械及び装置（100万円以上） ◆器具及び備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上）
適用期間	認定を受けた日より同日以後1年を経過するまで （当該期間内に、計画に記載した対象設備を新たに取得等して事業の用に供すること）
支援措置	特別償却（16%）の税制措置
備考	詳細については、当局Webページをご覧ください。 https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/bcp.htm

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575）

E-mail：bzl-hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp

燃料タンクや自家発電設備を設置したい

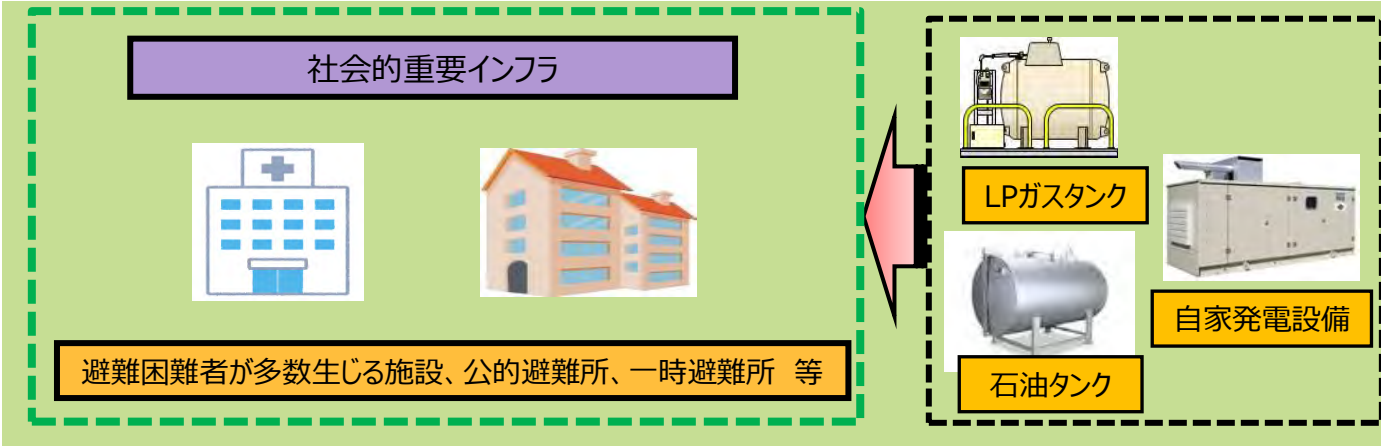
21.災害時に備えた社会的重要なインフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

自衛的燃料備蓄補助金



避難所や医療・福祉施設等への燃料タンク、自家発電設備等の導入を支援します。

【事業スキーム】



【活用事例】

根室市を中心に、コンビニなどの小売事業やSSなど石油製品販売事業を展開する(株)ヒシサンでは、本補助金を活用してLPガスタンクと自家発電設備を導入。

ブラックアウト時に停電を回避して営業継続し、避難所開設の準備を行った。

事業継続した小売店舗



導入設備



【要件】

項目	
対象者	避難困難者が多数生じる施設、公的避難所、一時避難所、LPガススタンド
補助上限額	燃料タンクの導入：1,000万円 燃料タンク+LPガス設備：3,000万円（LPガス） 燃料タンク+燃焼機器及び発電機：5,000万円（石油） 燃料タンク+発電機+空調機器：5,000万円（LPガス）
補助率	中小企業：2/3以内 その他：1/2以内
補助対象経費	燃料タンク（LPガス、石油製品）、発電機、燃焼機器 等
応募及び問合せ先	LPガス、石油製品：未定

※令和6年度当初予算の内容を参考記載。今後は新しい情報が判明次第、随時更新予定。

【スケジュール】

準備が整い次第、公募開始予定

【北海道経済産業局 窓口】 資源・エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL：011-709-1788 E-mail：bzl-hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp

SS等の災害対応能力や経営力を強化したい

22.SS（サービス・ステーション）ネットワーク 維持・強化支援事業

SSネットワーク維持



SS等の災害対応能力強化や多角化支援を軸とした経営力強化等を支援するとともに、SS過疎地に対しては重点的に支援します。

【補助対象事業】

対象設備	補助率	過疎地補助率
燃料貯蔵タンク等の大型化	中小2/3 非中小 1/3	中小3/4
燃料貯蔵タンク等の修繕		中小3/4
ペーパー回収設備		
POSシステム		
緊急配送ローリー		
灯油タンク等スマートセンサー	石油組合2/3	
官公需システム		
自家発電設備 <small>※SS過疎地に所在するSSのみ 新設を認める</small>	10/10	
自動車保守整備事業関連設備	中小2/3	
燃料貯蔵タンク等の撤去 <small>※グループ化、集約化に伴うものに限る</small>	中小2/3	

過疎地重点支援

③過疎地の補助率かさ上げ対象が増加

過疎地重点支援

④SS過疎地について住民拠点SSの新設が可能

洗車事業

自動車整備・検査事業
板金塗装事業

経営力強化

②グループ化、集約化に伴うタンク撤去を対象に追加

経営力強化

①多角化の一步となる洗車や車検、板金・塗装といった事業に係る設備を対象に追加

【要件】

項目	
対象者	下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者またはその所有者等 ①中核 SS、②住民拠点 SS、③小口燃料配送拠点又は配送拠点 ④BCP（事業継続計画）策定済みのSS、その他油槽所
応募及び問合せ先	未定（準備が整い次第）

※令和7年2月時点の事業予定を記載。今後は新しい情報が判明次第、随時更新。

【スケジュール】

準備が整い次第、公募開始予定

【北海道経済産業局 窓口】 資源・エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL : 011-709-1788 E-mail : bzl-hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp

研究開発及びその事業化に向けた取組をしたい

23.成長型中小企業等研究開発支援事業

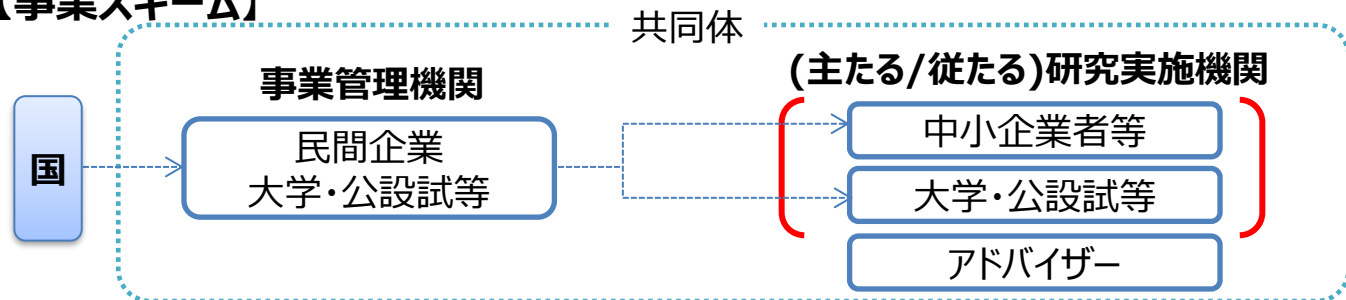
Go-Tech事業



(Go-Tech事業)

中小企業のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、中小企業等が大学・公設試等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発等及び事業化に向けた取組を2年間又は3年間支援します。

【事業スキーム】



【活用事例】株式会社ファームノート

<クラウド牛群管理システムの開発>

牛個体の状態を飼養管理者にリアルタイムに通知するクラウドシステムを構築するためのセンシング技術とデバイスを開発。全国の大小様々な酪農・畜産生産者にご愛顧いただいている。



【要件】

項目	
対象者	中小企業・小規模事業者等及び大学・公設試等による共同体
補助率	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業・小規模事業者等：2/3以内● 大学・公設試等：事業管理機関として共同体に参加している場合に限り定額（ただし、2/3が適用される場合がある）
補助上限額	【通常枠】単年度あたり4,500万円以下、2カ年合計で7,500万円以下、3カ年合計で9,750万円以下 【出資獲得枠】単年度あたり1億円以下、2カ年合計で2億円以下、3カ年合計で3億円以下
補助対象経費	物品費（設備備品費等）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、技術導入費等）、委託費、間接経費

【スケジュール】

公募期間 令和7年2月17日（月）～令和7年4月18日（金）

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 TEL：011-709-2311（内線2587）

E-mail：bzl-hokkaido-gotech@meti.go.jp

経営資源の集約化に伴う税負担を軽減したい

24. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

経営資源集約化
税制

経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画（※1）の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合、以下2つの税制措置を活用することができます。

① 設備投資減税（中小企業経営強化税制）



詳細はQRコード
で御覧頂けます

② 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）



（※1）「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、国（事業分野別の主務大臣）から認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

① 設備投資減税

経営力向上計画に基づき、以下のいずれかの要件に該当する一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除※** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

経営資源集約化に資する
設備（D類型）

M&A後に取得するもので、
M&Aの効果を高める※
設備

※修正ROAまたは有形固定
資産回転率が一定割合以上
の投資計画を作成し、確認を
受ける必要。

（※2）令和7年度税
制改正により、C類型
は廃止、A類型及びB
類型は指標の見直し
を予定

生産性向上設備
（A類型）（※2）

生産性が年平均1%
以上向上

収益力強化設備
（B類型）（※2）

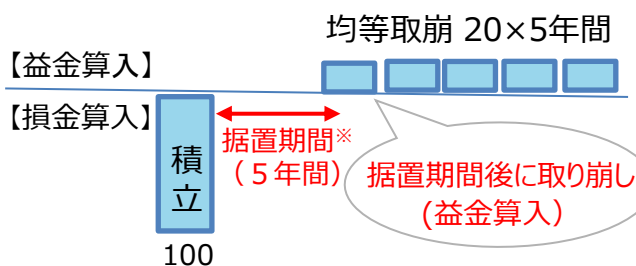
投資利益率5%以上
のパッケージ投資

デジタル化設備
（C類型）（※2）

遠隔操作、可視化、自
動制御化を可能にする
設備

② 準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。



※簿外債務が発覚し、減損等
が生じた場合等には、準備金
を取り崩して益金に算入。

【適用期間】

- ① 設備投資減税：令和7年3月31日（※3）までに対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。
（※3）令和7年度税制改正により、適用期限を令和9年3月31日までに延長予定
- ② 準備金の積立：令和9年3月31日までに事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたもの。

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2574）

E-mail：bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

25.新規輸出1万者支援プログラム

輸出1万者



経済産業省、JETRO及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら「輸出にはじめて挑戦する事業者」や「輸出する国や製品を拡大したい事業者」を支援するプログラムです。事業計画の策定や商品開発から販路開拓まで「一気通貫で支援」します。

【事業スキーム】

まずはポータルサイトからご登録ください。JETROが折り返しご連絡の上、個別にカウンセリングをいたします。なお、本プログラムに登録すると、ものづくり補助金グローバル枠に、輸出を含む計画として応募の際、政策加点が付きます。ご登録は無料です。

【活用事例】

有限会社澤田米穀店 (北海道北斗市)

事業内容 米穀類の精米・製粉や米菓製造販売

資本金 500万円

従業員数 5名

支援内容

輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス

- 海外で行われる食品展示会に、JETRO専門家も同行。商談時のアドバイスを受け、あわせて同専門家が持つコネクションを利用して現地企業のヒアリングも実施。
- 取引が始まった企業から商品に関するフィードバックも得られ、改良につながった。
- 専門家から、これまでの支援内容を見直し、東南アジアのターゲットをタイに集中することの提案を受けた。

支援の結果

- 24年1月にタイ・バンコクで開催される商談会にJETRO支援のもと、出展予定。
- 今後は中小機構の支援も受けながら、欧州市場にもチャレンジする。



対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	新規輸出1万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export/

【北海道経済産業局 窓口】

総務企画部 国際課 TEL : 011-709-2311 (内線2605)

E-mail : bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

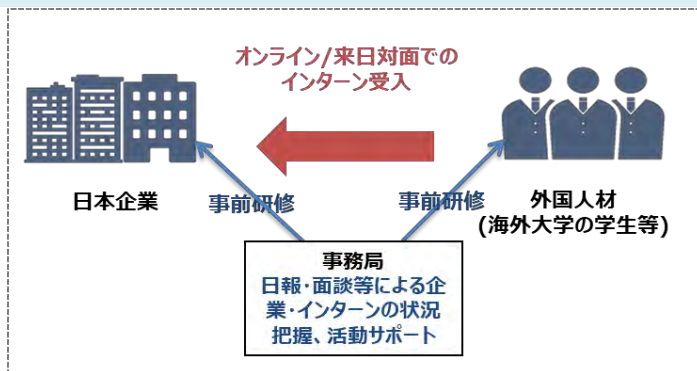
26.国際化促進インターンシップ事業

国際化 インターン 🔍

高度外国人材の活用に意欲的な中堅・中小企業に対し、海外大学の学生等のインターン受入れ機会の提供を通じ、高度外国人材の活躍環境整備の後押しや、海外展開等に取り組む体制の強化などを旨とする事業です。

【事業スキーム】

- インターンは、事務局による書類・面接選考を経た後、企業とのマッチングにより決定。
(インターン生の主な要件：日本語能力(N3以上)又は英語力など)
- インターン期間中は、受入企業での活動のほか、事務局において、異文化理解などの事前研修や、中間フォローアップ研修、成果報告会などを開催。また、インターン生の活動をサポートするため、インターン生からの日報による活動把握を行う。



対象者	高度な知識・技術を有する外国人材の活用を考えている中堅・中小企業
事業HP	https://internshipprogram.go.jp/ (令和7年度受託企業未定)

【スケジュール想定】※変更の可能性あります。


- ・春頃 : 企業募集
- ・夏頃 : インターン生と企業のマッチング
- ・秋以降 : 研修・インターンシップの実施
(来日対面型30営業日程度、オンライン型80時間程度)

【北海道経済産業局 窓口】

総務企画部 国際課 TEL : 011-709-2311 (内線2605)

E-mail : bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

27.高度外国人材受入に向けた

IT外国人材 インターン 

インターンシップ・ジョブフェア等調査事業

①グローバルサウス諸国のITやAIを学ぶ日本語能力を有しない学生と日本企業とのインターンシップ、②アジアニヶ国における、現地大学生・高専生を対象にしたジョブフェアを実施する事業です。

【①インターンシップ概要】

対 象 企 業	業種・規模は問わず、IT・AI分野でのインターンシップを実施できる企業。ただし、これまで日本語能力を有しない（N5相当未満）の外国人材を高度 外国人材として直接採用をしたことがある企業を除く。
インターン対象者	IT/AI 関連分野を学ぶグローバルサウス諸国（アフリカ、ラテンアメリカ、アジア、東欧）の高等教育機関の学生
インターンシップ期間	未定
企業申し込み期間	春頃
企業への主な支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インターンシップ受入体制整備に必要な研修の実施 ◆ インターンシップ実施計画策定の支援 ◆ インターン生の宿泊、往復航空券、海外旅行保険等の手配 ◆ 24時間体制の相談電話窓口
申込及び問合せ先	未定

【②ジョブフェア概要】

対 象 企 業	海外展開を目指す日本企業※業種・職種・規模不問
対 象 人 材	日本での就職を目指す現地の大学生等
ジョブフェア開催日	未定
ジョブフェア開催地	インドネシア、モンゴルの2カ国開催予定
申込及び問合せ先	未定

【北海道経済産業局 窓口】

総務企画部 国際課 TEL : 011-709-2311（内線2605）

E-mail : bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

外国出願の費用を軽減したい

28. 海外出願支援事業

※公募期間未定

中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費の一部を補助します。

【事業スキーム】

事業類型	対象	1出願に対する補助上限/補助率
特許	申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のもの (国内出願と予定している外国出願の申請者が同一であること)	150万円 / 1/2以内
実用新案、意匠、商標		60万円 / 1/2以内
冒認対策商標		30万円 / 1/2以内

※ 1企業に対する事業年度内の補助上限額：300万円

【活用事例】

(株) サンクレエ（札幌市）は、本補助制度を活用し、AI技術を活用した座標化による記録システムを中国、インド、米国に出願。介護現場でのニーズが高まる中で、模倣品出現の抑止力になっている。



【要件】

項目	
対象者	・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ ・地域団体商標については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象
補助額 / 補助率	上記類型による
補助対象経費	① 外国特許庁への出願手数料、② ①に要する国内代理人・現地代理人費用、③ ①に要する翻訳費用
応募及び問合せ先	実施機関未定

【スケジュール】

公募期間：実施機関決定後、令和7年4月以降を予定

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL：011-709-2311（内線2586）

E-mail：bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

特許取得の費用を軽減したい

29.特許料等の減免制度

特許 減免



中小企業等を対象とした「出願審査請求料」、「特許料(1～10年分)」及び「国際出願関係手数料」の軽減措置を講じます。

【事業スキーム】

	出願審査請求料 特許料 (1～10年分)	国際出願関係 手数料
中小企業 (会社、個人事業主、組合、NPO法人)	1/2に軽減	1/2に軽減
中小スタートアップ企業 (法人・個人事業主)	1/3に軽減	1/3に軽減
小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3に軽減	1/3に軽減
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/2に軽減	1/2に軽減
法人税非課税中小企業	1/2に軽減	軽減無し
アカデミック・ディスカウント (大学等、大学等の研究者)、独立行政法人等、公設試験研究機関、承認TLO 等	1/2に軽減	1/2に軽減

【要件】

項目	
対象者	上記類型による (詳細については、特許庁HP参照) https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen2_0190401/index.html https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html ※大企業等他の法人に支配されている中小企業は対象外の場合あり
軽減率	上記類型による
対象経費	・国内出願：出願審査請求料、特許料(1～10年分) ・国際出願：PCT国際出願に関する手数料

【スケジュール】 随時受付中

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL：011-709-2311 (内線2586)

E-mail：bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

知的財産に関する悩みや課題を相談したい

30.INPIT（インピット）北海道知財総合支援窓口 INPIT 北海道

中小企業等の特許・商標等の知的財産に関する悩みや課題などの解決に向けた支援を無料で行います。

- 知財に関する悩み・課題に対し、支援担当者がその場で解決方策を提供。
 - より専門的な相談や高度な相談については、弁理士や弁護士等の知財専門家と協働して支援。
- URL : <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/>

【活用事例】

○株式会社渡辺農場（新ひだか町）


・相談のきっかけ

管理に農場HACCP方式を取り入れた和牛飼育を行い、与える飼料にもこだわりを持った経営をしている。隣接する観光名所の二十間道路桜並木に因んで「桜」に着目したネーミングで和牛のブランド化構想を日高農業改良普及センターに相談したことをきっかけに窓口と繋がり、支援が始まった。

・支援概要

商標出願にあたり先行調査等の支援、製品アイテム構想から記載する区分、指定商品名の明確化支援を行い、販売開始するタイミングで商標権を取得。その後、北海道よろづ支援拠点のブランド化支援を受け、桜の祭典「しずない桜まつり」に合わせて商標「桜黒和牛」のお披露目を兼ねた農場独自イベントを始めて実施した。



対象者	中堅・中小・ベンチャー等
費用	無料
問い合わせ先	<p>○INPIT北海道知財総合支援窓口（平日 9:00~12:00、13:00~17:00） 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDXビル5階 一般社団法人 北海道発明協会内 TEL:011-747-8256 E-mail:chizai@jiii-h.jp</p>  <p>詳細はこちら↑</p> <p>○外部窓口一覧</p> <ul style="list-style-type: none">・大通サテライト 札幌市中央区大通西5丁目8番地 昭和ビル7階・苫小牧サテライト 苫小牧市柏原32番地27・旭川サテライト 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階・帯広サテライト 帯広市西22条北2丁目23番地10・北見サテライト 北見市東三輪5丁目1番地4 北見市北3条東1丁目2 北見経済センター2F・函館サテライト 函館市桔梗町379番地・釧路サテライト 釧路市鳥取南7丁目2番23号 釧路工業技術センター内・室蘭サテライト 室蘭市東町4丁目28番1号

【北海道経済産業局 窓口】

地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL : 011-709-2311 (内線2586)

E-mail : bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

経営課題を専門家に相談したい

31.北海道よろず支援拠点

北海道よろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います。(URL : <https://yorozu-hokkaido.go.jp>)

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、ITコーディネータ、その他実務経験豊富なコンサルタント(野菜ソムリエ上級プロ、新商品開発、営業、デザインなど)を配置しています。



【活用事例】

・美容業

美容師業とエステティック業の複合サービスを提供し、安定的に顧客数を伸ばしている。人材の募集を行っても成果がなく、求人に関する課題を抱えていた。相談を通じて、採用希望の人材像を明確にし、伝えるべき求人情報を整理。希望する人材の応募があり採用につながった。

・飲食業

こだわり食材を使った手作り洋食を提供している飲食店。10年以上営業し、常連客に支えられてきたが、新メニュー開発やテイクアウトについて相談。お店のコンセプトの再設定とそれに合わせた新メニューやお弁当を販売。コロナ禍でも変わらない売上を維持することができた。

対象者 中小企業・小規模事業者 等

費用 無料

問合せ先

電話または相談フォームからお問い合わせください。

○札幌本部 (平日 9:00~17:00)

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階
北海道中小企業総合支援センター内
TEL 011-232-2407

○地域拠点 (毎週火曜日 9:00~17:00)

・道北サテライト	旭川市緑が丘東1条3丁目	旭川リサーチセンター内
・日胆サテライト	室蘭市東町4丁目28番1号	室蘭テクノセンター内
・道南サテライト	函館市梁川町5番10号	プライム函館EAST 8階
・オホーツクサテライト	北見市北3条東1丁目	北見商工会議所内
・釧根サテライト	釧路市大町1丁目1番1号	釧路商工会議所内
・十勝サテライト	帯広市西3条南9丁目23番地	帯広商工会議所内

○相談フォーム : <https://yorozu-hokkaido.go.jp/application-form/>

※相談窓口にお越しになれない場合、オンライン・電話相談も可能です。

相談フォーム



【北海道経済産業局 窓口】

産業部 経営支援課 TEL : 011-709-2311 (内線2576)

E-mail : bzl-hokkaido-shokibo@meti.go.jp

32.北海道中小企業活性化協議会 北海道中小企業活性化協議会

中小企業活性化協議会は、収益力改善、事業再生、廃業・再チャレンジまで、幅広く経営課題に対応する、国が設置する公正中立な機関です。

(URL : <https://do-kassei.go.jp/>)

○収益力改善・事業再生等の実務経験豊富な専門家をご相談に応じます
中小企業・小規模事業者からの相談を受け付け、収益力の改善・事業再生・再チャレンジなど課題解決に向けた助言や支援施策・支援機関の紹介、計画策定支援、金融機関等との調整などを行います。

【活用事例】

運輸業

コロナの影響により低下した収益力を改善させ、金融支援に依存しない財務基盤の安定性を確保するため、協議会関与の下で、3年間の収益力の改善に取り組むアクションプランの作成・実行及びモニタリングを支援する「収益力改善計画策定支援（金融支援なし）」を利用。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・収益力の改善により財務的安定を図りたい中小企業・小規模事業者・自社の課題・問題点を客観的に把握したい中小企業・小規模事業者・財務内容の悪化等により、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のある中小企業・小規模事業者 等
費用	原則、相談無料 ※ただし、外部専門家費用等を負担していただく場合があります
問合せ先	電話または相談フォームよりお問い合わせください。 ○北海道中小企業活性化協議会 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センター6階 TEL.011-222-2829 FAX.011-222-6162 相談フォーム : https://do-kassei.go.jp/contact/



相談フォーム

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL : 011-709-2311 (内線2562)

E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

33.北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道事業承継・引継ぎ
支援センター



事業承継の悩みを持つ中小企業経営者からの「親族内承継」「従業員・役員承継（MBO）」「第三者への譲渡（M&A）」相談、実行支援を行い、円滑な事業承継・引継ぎ支援を実施しています。

(URL: <https://www.hokkaido-jigyoshokei.go.jp/>)

中小企業の親族内承継、MBO、M&A仲介業務の実務経験を十分に積んだ専門家が事業承継、M&Aをお考えの経営者の方々に課題の整理や悩みを安心して相談いただける場を無料で提供いたします。



【活用事例】

建設設計業

同社には後継者がいなかったため、当初、社長は廃業を考え、従業員の整理や取引先の縮小を進めていたところ、北海道事業承継・引継ぎ支援センターの存在を知り、第三者承継の相談のためセンターを訪問。第三者承継の手続きの進め方、ポイント及びメリット、相手先探しの方法等の説明を受けた結果、廃業ではなく第三者承継による会社存続を目指すことを決断。最終的に譲渡相手として決まったのは、同社取引先の会社で働いている建築士だった。株式譲渡契約を締結し第三者承継を完了させた。

対象者	中小企業・小規模事業者 等
費用	原則無料
問合せ先	以下の問合わせ先に、電話等でご連絡下さい。 ○北海道事業承継・引継ぎ支援センター（平日 9:00～17:00） 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6階 TEL/011-222-3111 FAX/011-222-3811 ご相談フォーム： https://www.hokkaido-jigyoshokei.go.jp/consultation/ ※基本的にセンターへお越しいただいでのご相談となりますが、遠隔地の場合は全道各地への訪問相談、オンライン相談、エリア担当者窓口においてご相談が可能ですのでお気軽にご相談ください。

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2562）

E-mail：bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

取引を適正化したい

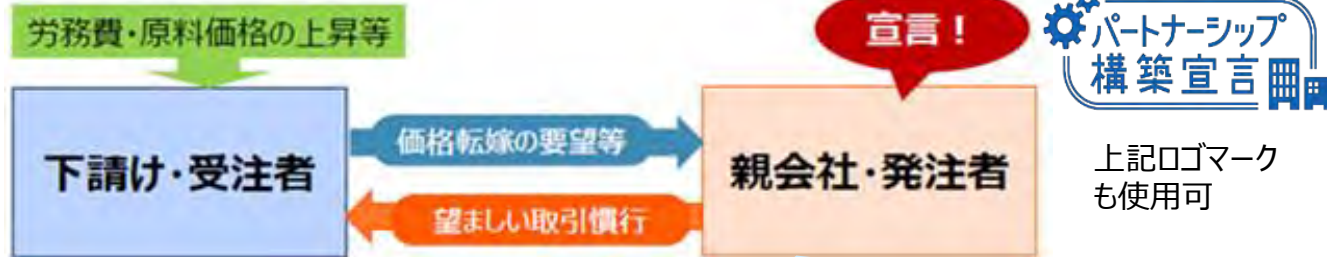
34. パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言



「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、下請企業との望ましい取引慣行の遵守（例えば「価格決定方法の適正化」）などを宣言するもの。宣言をすると、ポータルサイトで公表され、自社の取組を広くPRすることができます。また、宣言した企業には国や北海道の支援制度（補助金・融資など）について優遇措置が設けられています。

宣言のイメージ



宣言企業は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに掲載・公表【URL】<https://www.biz-partnership.jp/>

【宣言企業への優遇措置】

行政機関	優遇措置の内容
国	補助金などに優遇措置（※最新の情報はポータルサイトに掲載） https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#subsidy
北海道	1. 低利な道制度融資「ステップアップ貸付」の融資対象に追加 2. 中小企業競争力強化促進事業費補助金の審査時における加点措置 3. 総合評価一般競争入札及び随意契約（プロポーザル方式）における加点措置（経済部所管分に限る。）
札幌市	札幌みらい資金（融資） 融資対象として、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表している者を追加。

【宣言方法】

STEP 1 : ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) から「パートナーシップ構築宣言 ひな形」をダウンロードし、記載見本・記載要領を参考に「パートナーシップ構築宣言」を作成の上、PDFに変換します。

STEP 2 : 登録ページから「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードします。

【北海道経済産業局 窓口】

産業部 中小企業課 取引適正化推進室

TEL : 011-709-2311 (内線2579)

E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

健康経営の実践で自社の社会的評価を高めたい

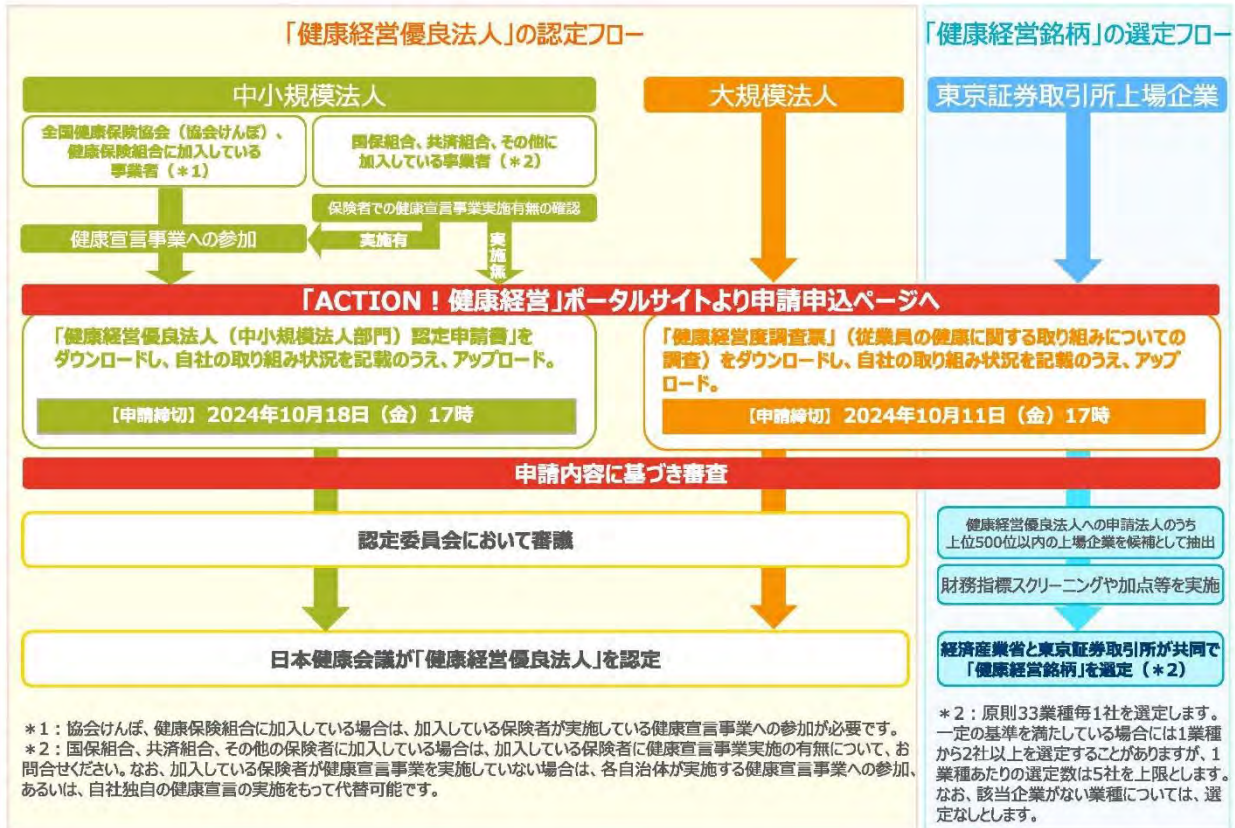
35.健康経営優良法人認定制度 (中小規模法人部門)

健康経営



「健康経営」とは従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。本制度は、優良な健康経営に取り組む法人を見える化し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定します。

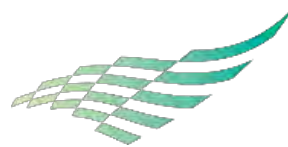
【認定スキーム（健康経営優良法人2025の場合）】



※申請にあたっては申請料が必要となります（健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）にあたっては16,500円（税込））

【申請メリット】

- ・補助金申請時の加点等の優遇措置
- ・日本政策金融公庫による低利融資
- ・ハローワーク求人票に「健康経営優良法人」のロゴマークが利用可能 等



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門

応募及び問合せ先 応募詳細・スケジュール等につきましては以下HPをご確認ください
【Action!健康経営（事務局）】
<https://kenko-keiei.jp/>

【北海道経済産業局 窓口】
地域経済部 次世代産業課 TEL：011-709-2311(内線2555)
E-mail：bzl-hokkaido-healthcare@meti.go.jp

【加点要素となる事業計画等】(ガイドブック掲載支援メニュー関連)

	1. ものづくり補助金	2. IT導入補助金	4. 省力化補助金	5. 持続化補助金	11. 省エネ補助金	16. 事業承継・M&A補助金	21. 自衛的燃料備蓄補助
9. 省エネ診断					○		
10. 省エネ最適化診断					○		
13. DX認定制度	●						
17. 先端設備等導入計画						○	
18. 経営力向上計画				○	○	○ ※5	
19. 地域経済牽引事業計画		● ※2			○ ※4		
20. 事業継続力強化計画	●		● ※3			○ ※5	
25. 新規輸出1万者支援プログラム	● ※1						
34. パートナーシップ構築宣言	●				○ ※4		○
35. 健康経営優良法人認定制度	○	○				○ ※5	

赤色○印は、公募開始前のため、前年度の条件を参考情報として、記載しております。

- ※1 グローバル枠のみ対象。
- ※2 複数社連携IT導入類型を除く。
- ※3 一般型のみ対象
- ※4 令和5年度補正予算では「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」のみ対象。
- ※5 廃業・再チャレンジは除く。

【用語の定義】

1. 中小企業

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 小規模事業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

本資料全体に関するお問合せ

北海道経済産業局 総務企画部企画調査課

TEL : 011-709-2311 (内線2520、2521)

※本資料は随時更新し、最新版はこちらからダウンロードできます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>



※また、本資料に掲載している事業以外の公募情報も、当局HPからご覧いただけます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/koubo/index.htm>

